資料1-5

都道府県単位保険料率凍結の仕組み

1. 基本的方向性

○ 平均保険料率を維持した上で、都道府県単位保険料率も維持（凍結）する。

※激変緩和率については、平成26年度も現在の激変緩和率（2.5／10）を維持するよう、政府に要請済み。

2. 保険料率凍結の仕組み（平成25年度と同様）

○ 平成24年度以前（凍結前）の算定方法に基づき平成26年度の保険料率を試算した上で、24年度と同率とするために必要な額を算出する。

○ 当該必要な額を準備金から取り崩し、各支部の収入に充てる。

3. 凍結分は平成28年度において精算

○ 平成26年度保険料率を平成24年度と同率にするために各支部に充てた準備金取崩し分（A）と、総報酬按分で本来取り崩すべき準備金取崩し分（B）の差額は、2年後（28年度）の保険料率の算定時に精算。